

## 中古農業機械査定士制度運営規程細則

平成 26 年 4 月 1 日

平成 30 年 2 月 21 日 全部改正

令和 5 年 9 月 7 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この細則は、中古農業機械査定士制度運営規程（以下「運営規程」という）を円滑に実施するために必要な事項の細目を定める。

(査定対象機種)

第 2 条 運営規程第 4 条により別に定める対象機種は、乗用トラクター、乗用田植機、コンバインの 3 機種とする。

(査定事業者の届出・変更・終了の手続き)

第 3 条 運営規程第 5 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の査定業務の実施・変更・終了は、以下の手続きによるものとする。

- (1) 査定業務を実施又は変更・終了しようとする事業者は、様式査-1 号又は様式査-4 号により県協議会に届け出る。
  - (2) 県協議会は、前号届出書の写しを添付して、実施の場合は様式査-2 号、変更・終了の場合は任意様式により所属本部に届け出があった旨通知し、所属本部は、当該通知書の写しを添付して協会に通知があった旨を通知するものとする。
  - (3) 協会は、前号の通知を受理したときは、様式査-3 号又は様式査-5 号により所属本部に受理した旨、通知する。所属本部は、県協議会を通じて届出事業者に受理された旨、通知するものとする。
- 2 運営規程第 5 条第 3 項の標示板の様式は、様式査-6 号とする。

(協会査定証)

第 4 条 運営規程第 8 条第 2 項の協会査定証の様式は、様式査-7 号とする。

(査定業務の重要な変更)

第 5 条 運営規程第 10 条第 1 項の重要な変更とは、同条に規定するもののほか、代表査定事業所の住所及び名称の変更、実施事業所の付加又は削除とする。

(中古査定士の登録等)

第 6 条 運営規程第 12 条の中古査定士の登録は、様式査-8 号の中古査定士登録簿に記載することより協会が行う。

- 2 県協議会は、自都道府県に属する中古査定士について、様式査-8号を準用した様式による自都道府県分の登録簿を作成するものとする。
- 3 協会は、中古査定士登録簿の附表として、様式査-8号附表により査定事業者の一覧表を作成、保管するものとする。

(中古査定士証)

第7条 運営規程第13条第1項の中古査定士証の様式は、様式査-9号とする。

- 2 同条第3項の中古査定士証の再交付手数料は、10,000円(税別)とする。

(資格更新)

第8条 運営規程第15条第1項の中古査定士資格の更新は、以下の要件を満たす中古査定士に対し行う。

- (1) 資格更新講習会が開催された場合にあつては、受講を終了していること。
- (2) 運営規程第21条(1)、(3)及び第15条第2項の要件を満たしていること。
- 2 資格更新講習会の開催は協会が決定するものとし、開催する場合はその内容・方法等を協会が定める。また、その実施は、県協議会が協会と協議の上、日時、場所を定めて行う。
- 3 資格更新講習会の教程は、別記最下段のとおりとする。
- 4 資格更新講習会の講習料は、教材費などを含む実費を徴収する。
- 5 資格更新講習会を終了した県協議会は、所属本部を通じて協会に届け出るものとする。
- 6 運営規程第15条第2項の別に定める場合とは、次の資格を有する者であれば農業機械整備技能士の国家検定資格を有していなくても差し支えないことをいう。
  - (1) J Aグループ農機サービス士1級、2級
  - (2) ヤンマー整備士1級、2級
- 7 運営規程第15条第3項の更新手数料は、3,000円(税別)とし、資格更新講習会の開催の有無にかかわらず徴収する。

(中古査定士証の記載内容変更等)

第9条 運営規程第16条第1項の中古査定士証記載内容変更の申し出は、様式査-10号により行うものとする。

- 2 同条第2項に基づく当該記載内容変更は、原則として中古査定士証の裏面に変更事項を記入することにより行う。ただし、必要に応じて再発行とすることができ、その場合協会は旧中古査定士証は返還しないものとする。
- 3 前項及び運営規程第17条第4項の再発行に要する手数料は、第7条第2項の規定を準用する。

(講習及び検定試験受検の手続き等)

第10条 運営規程第20条の講習及び技能検定試験は、協会の指導、支援の下、県協議会が

行う。なお、複数の県協議会が合同して講習及び技能検定試験を行うことを妨げない。

- 2 県査協議会は、協会と協議の上、当該講習の場所を定め、受検者等に通知して実施するものとする。
- 3 第1項の講習の教程及び技能検定試験の内容は、別記1のとおりとする。
- 4 運営規程第21条(1)の「準ずる資格」とは、本細則第8条第6項に規定する資格に加えて、次のものとする。

自動車整備士（特殊整備士を除く）

- 5 運営規程第22条第1項の受検資格を有することを証明する書類は、次のものとする。
  - (1) 農業機械整備技能士及び同資格に準ずる資格取得者である旨を明らかにする書面
  - (2) 講習を修了した旨を明らかにする書面
- 6 運営規程第22条第4項の受検料は、本条第1項の講習、本細則第6条の中古査定士の登録等の事務処理に要する経費を含め、25,000円（税別）とする。ただし、受講・受検の交通費、宿泊費等はそれぞれの自己負担とする。
- 7 講習受講後、検定試験に合格しなかった場合等は、再度講習を受講せずとも次回以降の試験のみを受検することができる。この場合の受検料は、7,000円（税別）とする。

(試験の方法)

第11条 運営規程第23条の技能検定試験の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 試験は、学科、実技（机上査定）ともに同日に行う。
- (2) 試験の内容については、第10条第3項に定めるほか、別記2によるものとする。

(合格基準)

第12条 運営規程第25条の合格基準は、原則として実技3機種及び学科それぞれ正解率70%以上とし、総合計の正解率75%以上とする。ただし、必要に応じて年度毎の合格基準を検定委員会が別に定めることができる。

(合格基準等の特例)

第13条 第10条第1項及び第12条の規定にかかわらず、協会が実施した中古農業機械査定士制度講師養成研修により講師資格を取得した等、同等以上の知識技能を持つことが証明された者については、運営規程第20条の講習及び技能検定試験について、それぞれ受講、合格を完了したものとみなすことができる。

(施行日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則の全部改正は、平成30年2月21日から施行する。
- 3 改定後の細則は、令和5年9月7日より施行する。

別記1（第8条第3項及び第10条第3項関係）

技能検定講習の教程

講習教程	
1. 中古査定士制度等 由来、目的 運営規程 技能検定 古物営業法等	
2. 中古査定基準 査定方式の構成 中古査定基準 加減点基準 中古農業機械の性能維持に特に必要な整備事項 個別査定書記入要領	
3. 机上査定 乗用トラクター、乗用田植機、コンバイン（解説含む） 中古農業機械の価値評価の方法	
計（2日 最長16時間）	

技能検定試験

試験内容	時間
査定技能評価のための学科 25問	60分
査定技能評価のための実技（机上査定） 3機種、各30分	90分

資格更新講習会の教程

講習教程
関係法令・査定方法の変更事項

## 別記2（第11条(2)関係）

### 中古農業機械査定士技能検定試験の内容

#### I 中古査定士制度等

1. 中古査定士制度発足の由来、目的その他中古農業機械をとりまく情勢について理解しているかを問う。
2. 農業機械の安全性に関する事項について理解しているかを問う。

#### II 中古農業機械査定士制度運営規程等

制度の目的、査定の対象、査定を行う者、個別査定書（個別チェックシート）の保管、中古査定士証の有効期間と更新手続、中古査定士の遵守事項、技能検定の内容等について運営規程その他関係規定類への理解があるかどうかを問う。

#### III 中古農業機械査定基準

##### 1. 経年減価方式の理解と実践

買取り・下取り価格の算定における装備確認から商品価値増減までの組み立てについて、十分な理解があるかどうかを問う。

##### (1) 評価基準価格

- ① 初期販売価格（オプション装備含む）の性格、設定方法を理解しているかを問う。
- ② その後の装備の脱着等を含む評価基準価格の性格、設定の方法を理解しているかどうかを問う。

##### (2) 経年評価価格

- ① 協会による価格調査の性格、経年減価係数の設定方法を理解しているかを問う。
- ② 経年評価価格の性格、算定方法を理解しているかどうかを問う。

##### (3) 基本価格（基本費用）

- ① 基本費用（点検・清掃費、標準諸掛、営業費）の性格、設定の方法、自社の査定ガイドライン作成の意味を理解しているかどうかを問う。
- ② 基本価格の性格、設定方法を理解しているかどうかを問う。

(4) 機体評価価格

- ① アワメータ評価・作業負荷評価・その他評価の性格、設定の方法を理解しているかどうかを問う。
- ② これらによる機体評価価格の性格、設定方法を理解しているかどうかを問う。

(5) 書類評価価格

- ① 取扱説明書・定期点検整備記録簿・その他重要書類の性格、設定の方法を理解しているかどうかを問う。
- ② これらによる書類評価価格の性格、設定方法を理解しているかどうかを問う。

(6) 状態評価価格

- ① 加修費を見積もるための修理・整備の工数等に関する理解が十分であるか、適切な積算手法等を習得しているかどうかを問う。
- ② 共通部位・独自部位・レバーレート・交換部品代等の性格、設定方法を理解しているかどうかを問う。
- ③ これらによる状態評価価格の性格、設定方法を理解しているかどうかを問う。

(7) 市場性評価

市場性価格評価の性格、設定の方法を理解しているかどうかを問う。

IV 個別査定書（個別チェックシート）

個別査定書（個別チェックシート）の記入要領を十分に理解しており、適正な個別査定書を作成する知識及び技能を有しているかについて問う。

V 関係法令等

古物営業法、道路運送車両法、道路交通法、農業機械安全鑑定基準、農業機械公正競争規約その他中古農業機械に関連する法令等の知識について問う。

VI 実技（机上査定）

実技（机上査定）は、3機種（乗用トラクター、乗用田植機、コンバイン）の中古実機を想定し、中古査定基準に則り適正な個別査定を実施するのに十分な技量を習得したかどうかを問う。

令和 年 月 日

## 査定事業者実施届出書

都道府県査定士協議会会長又は系統県組織代表者、道府県商協理事長 殿

(代表査定事業所)

住 所

名 称

代表者氏名

印

当事業者は、一般社団法人日本農業機械化協会が定める中古農業機械査定士制度運営規程（以下「運営規程」という）第5条に基づき、中古農業機械の査定業務を実施することとしたので届け出いたします。

届け出にあたっては、協会の実施する「中古農業機械流通実態調査」に協力するとともに運営規程等を遵守し、公正な中古農業機械取引の発展に努めることを誓約いたします。

1. 古物営業許可

古物営業許可	第〇〇〇〇〇〇号
--------	----------

2. 実施事業所リスト

拠点の名称	郵便番号、住所、TEL
【記入例】 代表査定事業所	〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

3. 中古査定士名簿

査定士番号	氏 名	(フリガナ)	国家資格名農業機械 整備技能資格 又は、準ずる資格名	資 格 取得年月日	所属事業所名
【記入例】 〇〇〇	山田太郎	ヤマダタロウ	1級技能士	〇年〇月〇日	〇〇事業所

4. 査定事業者標示板      要      不要      (いずれかを消去)

※標示板は日本農業機械化協会から送付いたします。(送料込・税込3,300円)

令和 年 月 日

## 査定事業者実施届出通知書

全国農業協同組合連合会 生産資材部長 殿

全国農業機械商業協同組合連合会 会長 殿

都道府県査定士協議会会長又は  
系統県組織代表者、道府県商協理事長

中古農業機械査定士制度運営規程第5条に基づき下記のとおり届け出があったので、通知いたします。

### 記

届出事業者名	届出年月日	所属団体等	配置査定士数	備考
【記入例】 代表査定事業所	令和〇年〇月〇日	〇〇県商協	〇名	

### <添付書類>

届出事業者からの査定事業者実施届出書（写）を添付のこと。

令和 年 月 日

## 査定事業者実施届出受理書

全国農業協同組合連合会 生産資材部長 殿  
全国農業機械商業協同組合連合会 会長 殿

一般社団法人日本農業機械化協会  
会長 印

中古農業機械査定士制度運営規程第5条に基づき、下記の届出事業者を査定事業者と認め、査定事業者実施届出書を受理しましたので通知します。

### 記

届出事業者名	届出年月日	所属団体等	配置査定士数	備考
【記入例】 代表査定事業所	令和〇年〇月〇日	〇〇県商協	〇名	

令和 年 月 日

## 査定事業者変更・終了届出書

都道府県査定士協議会会長又は  
系統県組織代表者、道府県商協理事長 殿

(代表査定事業所)

住 所

名 称

代表者氏名

中古農業機械査定士制度運営規程第5条の中古農業機械の査定業務を下記のとおり変更・終了することとしたので、同規程第10条に基づき届け出いたします。

記

変更・終了年月日	変更内容・終了理由
【記入例】 令和〇年〇月〇日	廃業

令和 年 月 日

## 査定事業者変更・終了届出受理書

全国農業協同組合連合会 生産資材部長 殿

全国農業機械商業協同組合連合会 会長 殿

一般社団法人日本農業機械化協会

会長 印

下記事業者について、中古農業機械査定士制度運営規程第5条による中古農業機械の査定業務を変更・終了する旨、受理いたしました。

### 記

査定事業者名	変更・終了年月日	所属団体等	変更内容・終了理由
【記入例】 代表査定事業所	令和〇年〇月〇日	〇〇県商協	廃業

一般社団法人 日本農業機械化協会 登録

# 中古農業機械 査定事業者

本事業者は 上記協会の認定する中古農業機械査定士を配置し、同制度による公正適格な中古農業機械の価格査定を実施しています。

- 注) 1. 色は背景が DIC-385(緑色)、文字が DIC-009(クリーム色)を基本とする。  
2. サイズは B4 判(353×250mm)を基本とする。

# 協 会 査 定 証

No.	
発行年月日	令和 年 月 日
査定年月日	令和 年 月 日

殿

¥	
---	--

貴方から依頼された下記中古農機について、一般社団法人日本農業機械化協会において査定を実施した結果、査定価格は、上記のとおりです。

使用者	機種名	年製(式)
	型式	
所有者	機体番号	
	登録番号	
	アフメータ	
特記事項(定期点検整備 有・無)		

本査定証は、査定日より\_\_\_\_日間有効です。ただし、査定日後に査定内容に影響するような機械の状態変化があった場合は、その時点で有効期間が終了します。

取扱者

様式 査-8号

中古農業機械査定士 登録・更新名簿

県名:

県査定士協議会等名:

項目 番号	査定事業者				中古査定士			
	01	02	03	04	05	06	07	08
SQ No	管区名	都道 府県名	所属査定業者 名称・住所・TEL	所属査定事業所 名称・住所・TEL 《必要時のみ》	中古 査定士 番号	中古 査定士証 交付年月日	中古 査定士証 有効年月日	中古 査定士 氏名
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

(注)本登録簿の記載内容に変更が生じた場合は、登録者の行の次に1行を付け  
 足し、変更内容・年月日を記載する。運営規程第16条による中古査定士証  
 の書き換えを行った場合は、その旨も記載する。





## 中古農業機械 査定士証

氏 名  
所属事業所  
査定士取得日  
登録番号  
交付年月日  
有効期限 \_\_\_\_\_

写  
真

あなたは当協会が実施する中古農業機械査定士技能検定試験に合格し中古農業機械査定士としての資格を有することを証します。

一般社団法人日本農業機械化協会  
会長 ○○ ○○ ㊞

令和 年 月 日

## 中古農業機械査定士証 記載内容変更届

一般社団法人日本農業機械化協会

会長 殿

(査定事業所)

住 所

名 称

代表者氏名

この度、当事業所所属の以下の者について、中古農業機械査定士証の記載内容を変更する必要が生じたので、届け出るとともに査定士証を送付します。

中古査定 士番号	氏 名	変更事項	変 更 内 容	
			変更前	変更後
	【記入例】  〇〇 ××	改姓による氏名 変更 (〇月〇日)	〇〇 ××	△△ ××